

阿蘇中部3町村合併協議会会議の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、阿蘇中部3町村合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、阿蘇中部3町村合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会場の状況により会長が判断するものとする。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴者受付名簿(第1号様式)に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

2 会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が、第2条で定める定員を超えるとときは、くじ引きで傍聴人を決する。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 凶器その他危険な物を持っている者、酒気を帯びている者その他議事の運営に支障を及ぼすと認められる者は、傍聴することができない。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人が傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 飲食又は喫煙をしないこと。

(2) みだりに傍聴席を離れないこと。

(3) 議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。

(4) 静粛を旨とし、議事の妨害になるような行為をしないこと。

(5) 他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、事務局係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退席)

第10条 傍聴人は、非公開とする議決があったときは、速やかに退席しなければならない。

(その他必要な事項)

第11条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月18日から施行する。